
3) 計画の指針

① 市街地の夜景の保全と魅力化を図る

- ・ 市街地の輪郭線を保全し、さらに街路照明等により強調する。
- ・ 全市的な夜間景観計画（ライトプラン）を作成し、照明等によるリズム感や連続感を都市空間につくる。
- ・ 都心部のにぎわいを演出し、強調する。

② 光を楽しむ機会をつくる

- ・ 「夜景の日」をはじめ、市民が共に光を楽しむ機会を拡大し、光が市民にとって身近な環境のひとつであることの認識を深める。
- ・ 光を楽しむ機会の拡大にあっては、市民の自発的な活動や発意を大切に育てる。

③ 地区の特性を引き立たせる

- ・ 中心商業・業務地においては、街路照明等の充実・整備とともに、店舗・事務所等の閉店後のショーウィンドー等の夜間照明など、夜間における景観の演出に努める。
- ・ 商業地においては、その特性などに応じ、街路照明やショーウィンドーなどの効果的な活用を図る。また、閉店後も店内が見えるようなシャッターの使用や照明などにより、夜の商店街の魅力を創り出すように努める。
- ・ 住宅地においては、門灯などにより、夜間の安全性を高めるとともに、あたたかく魅力ある夜間照明となるように工夫をする。

④ 特徴ある景観を光で修景し演出する

- ・ 都市や地域を特徴づけランドマークとなるような建造物や樹木などをライトアップすることにより、それらを際立たせ、空間の印象を高める。また、ライトアップにあたっては、その周辺環境の整備も合わせて行う。
- ・ 一律な照明でなく、目的に応じて、光源の種類や位置・照度などの工夫により、リズム感やアクセントをつけ、都市空間を豊かに演出するように努める。



(4) 歴史

1) 特性と課題

都市の形成過程を物語る歴史的な遺産は、その都市固有の環境を創り出すものであると同時に、市民の都市に対する愛着をはぐくみ、やすらぎを与えてくれる貴重な要素である。

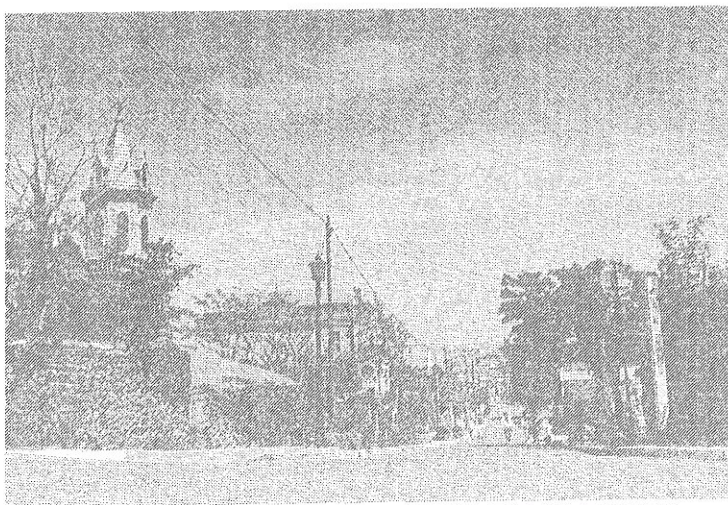
函館においては、西部地区に函館の歴史を表現する歴史的景観が広がり、また、特別史跡五稜郭跡をはじめとする歴史的遺産が、市内に数多く残されている。

これらの保全・保存については、市民の認識の深まりとともに、市民による自主的な活動の展開も見られるところとなっている。

今後は、これら市民の活動との連携を深めながら、歴史的景観や歴史的遺産の保全・保存策の強化を図るとともに、身近な環境においても歴史に対する理解を深め、歴史が都市や地域の景観を形づくる大きな要素であることの認識と、その活用の機運を高めることが必要とされる。

2) 基本方針

西部地区の歴史的景観や史跡・文化財建造物の保全・保存と環境整備を行うとともに、市民の歴史に対する理解を深め、身近な歴史的な遺産がいかされる環境づくりに努める。



西部地区の歴史的景観



史跡四稜郭



3) 計画の指針

① 西部地区の歴史的景観の保全と育成を図る

- 歴史的建造物等の保全・保存策を強化し、現在ある歴史的環境の保全・育成を図るとともに、地区にふさわしい街路整備と、住環境の改善を推進する。
- 函館市西部地区歴史的町並み基金の造成をはじめ、市民と一体となった歴史的建造物等の保全・保存を進める。

② 史跡や文化財建造物の保存と周辺整備を行う

- 特別史跡五稜郭跡の保存・整備を推進するとともに、周辺地の良好な文化ゾーンの形成、歴史的環境をいかした整備・誘導を図る。また、箱館奉行所については、復元の方角で、調査・研究を進める。
- 史跡四稜郭、史跡志苔館跡についても、周辺地の歴史的環境をいかした整備・誘導・活用に努める。
- その他の文化財建造物については、良好な保存に努める。

③ 身近な歴史的な遺産を活用する

- 市民に親しまれている貴重な歴史的遺産については、今日の都市生活に適用する多様な活用を図るとともに、周辺環境整備を進める。

④ 市民と一体となって推進する

- 歴史的環境の保全・保存にかかわる多様な市民活動との連携を密にし、市民と一体となった歴史的環境保全の推進体制を整備する。
- 函館の歴史や、地域の歴史に対する関心と認識を深めるため、各種啓発活動を展開する。



(5) 施設

1) 特性と課題

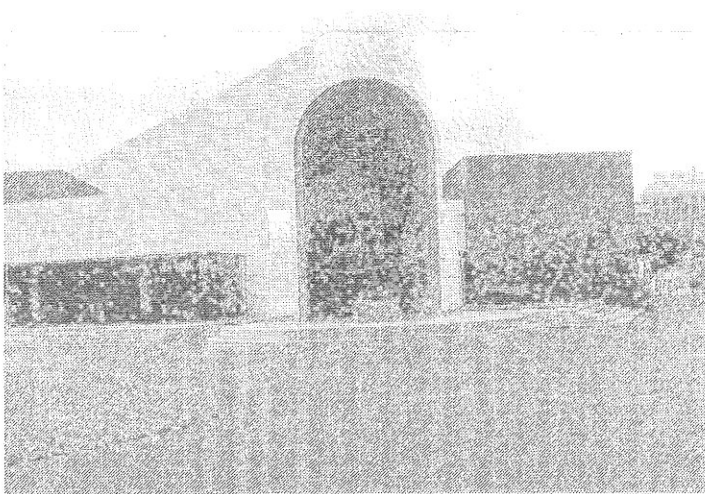
都市を構成する建築物・工作物は、都市の景観に与える影響も大きく、都市景観形成上重要な要素である。

これらは、個々にはデザイン上の工夫が見られるものの、周辺環境への配慮が充分とはいえず、また、近年の工法・材料の多様化などによって、様々な形態、色彩等の建築物などが建設され、都市景観を混乱させているものも見られる。

これら建築物・工作物は、その形態、色彩等がまちのたたずまいを感じさせ、まちの個性を演出しており、都市景観に大きな影響を与えるものであることから、周辺の環境と一体となって、都市空間に個性や魅力を与えるように建設される必要がある。

このため、建築物・工作物については、地域の環境に適合した形態、色彩等の誘導が必要とされる。

また、ストリートファニチャーなどの、道路や公園などに設置される施設や屋外広告物なども、都市景観の形成においては大きな役割をもつものであるので、それらの適切な配置や計画的整備とともに、デザインや色彩への配慮がされるよう誘導する必要がある。



道立美術館



市営住宅青柳団地



2) 基本方針

建築物・工作物の形態、色彩等については、周辺環境に対する配慮を促し、周辺の景観と調和し、個性的でわかりやすい都市空間の形成に努めるとともに、人にやさしい施設づくり、都市環境づくりの推進に努める。また、ストリートファニチャー類や屋外広告物の計画的整備と色彩等の誘導に努める。

3) 計画の指針

① 公共施設のデザインの向上を図る

- ・ 公共建築物にあっては、地域の特性を充分考慮し、地域の特色を表現するデザインとなるように工夫をする。
- ・ ランドマークとして整備・育成が可能なものは、その形態、色彩などに充分配慮し、市民に親しまれるものとする。
- ・ 市民の創意・工夫が公共施設にいかされ、市民に親しまれる施設づくりを進める。

② 建築物・工作物の景観上の配慮を促す

- ・ 主要な地域や場所に位置する建築物・工作物の建設にあたっては、その形態、色彩等が周囲の景観に調和するよう景観上の配慮を促す。
- ・ 大規模建築物等については、周囲の景観に対する影響が大きいいため、その位置、規模、形態、色彩等に十分な配慮を促す。
- ・ 大規模建築物等については、ランドマークとしての育成といった視点も踏まえた助言・指導を行う。

③ 人にやさしい施設づくりを推進する

- ・ 高齢化社会の進行なども考慮し、人にやさしい施設づくりと、都市環境づくりの推進に努める。
- ・ 各施設の整備にあたっては、高齢者・障害者などに配慮し、利用しやすい施設となるように工夫をする。

④ ストリートファニチャー類のデザインの向上と整備を進める

- ・ 個性的で表情豊かなストリートファニチャー類を、計画的に整備する。
- ・ ストリートファニチャー類やサイン類は、地域の性格や設置場所の空間特性に応じた素材・色彩・形態とし、地域にまとまりと統一感をもたらすものとする。



⑤ 屋外広告物の適切な誘導を行う

- 屋外広告物は、地域の性格や設置場所の空間特性に応じたものとなるように適切な誘導を行う。
- 商業・業務地にあっては、にぎわいの中にも景観が混乱しないように、形態の規格化や基調色の統一、看板類の集約化などの工夫をする。
- 建物と一体的に設置されるように、計画段階から工夫をする。
- 公共掲示板等の整備により、電柱等への設置を少なくする。

⑥ 行政，市民，事業者が一体となって推進する

- 建築物・工作物の形態，色彩等について，市民意識の高揚を図るための各種啓発活動を行う。
- 土木・建築設計，塗装，屋外広告物等の専門家や事業者団体との交流，意見交換を積極的に行い，景観への配慮を促す。



(6) 社会

1) 特性と課題

都市の景観を構成するのは、固定し定着された物的環境だけではなく、都市空間の中での多様な都市活動そのものや、そこから生まれる視覚に映る様々なものも、都市の景観を形づくり特徴づけるものとなっている。

それらは、電車・バスなどの動的な物体であり、祭りなどのイベントであり、都市活動の中で生み出される様々な物品や、道路・公園などの公共の場におけるごみなども含まれるほか、市民一人ひとりも都市の景観を形づくり演出するものとして捉えることができる。

都市景観の形成にあたっては、都市活動の舞台としての景観を形づくり、整える一方、その中で営まれる多様な都市活動そのものの個性化や魅力化と市民モラルの向上についても努めていく必要がある。

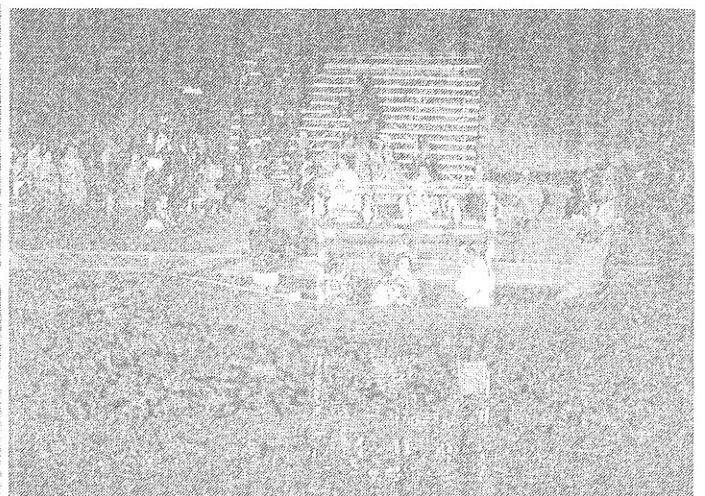
その際、都市の景観は、まさに市民一人ひとりが主体的にかかわり、共に形成していくという都市景観の理念を、広く市民に共通認識として理解されることが必要となる。

2) 基本方針

様々な分野でのデザインの向上に努めるとともに、市民一人ひとりが都市の景観を形づくる意識の高揚と普及を図る。



路面電車



人と祭り



3) 計画の指針

① 様々な分野でのデザインの向上を図る

- 地場産業の育成と企業のデザイン開発意識の向上を図るとともに、地元デザイナーの育成に努める。
- 各分野でのデザインセミナーやデザイン展などの展開により、デザイン意識の啓発・普及に努める。
- デザインの振興と交流を支え、相乗的向上を図る、センター機能の育成と、ネットワーク形成に努める。

② 公共の場などにおけるごみの散乱をなくす

- 函館市ごみの散乱防止に関する条例に基づき、市民と一体となった施策の展開を図る。
- ごみ容器の適正配置や収集方法の改善等により、ごみの散乱を防ぐ。
- 各種啓発活動の展開により、ごみに対する市民モラルの向上を図る。

③ 都市の景観を共に楽しみ、形づくる

- 祭りなどのイベントに、背景となる都市空間を取り込み、都市の景観を楽しむ機会を拡大する。
- 祭りなどのイベントそのものも、都市景観の新たな魅力を創造するものとする。
- ウォークラリーやタウンウォッチングなどの展開により、都市の景観を見つめ直す機会を拡大する。
- 各種啓発活動の展開により、市民一人ひとりが都市の景観を形づくるという意識の高揚と普及を図る。



第5部 都市景観形成の推進方策

1. 都市景観形成基本計画の実施の方向
2. 都市景観形成の推進の基本姿勢
3. 市民意識の醸成と市民活動の推進
4. 推進体制の確立と施策の推進

1. 都市景観形成基本計画の実施の方向

都市景観形成基本計画の実施にあたって、次のような方向で進めることとする。

(1) 類型別計画の実施

① 景観形成ゾーン等における実施の方向

類型別計画の中でも、景観形成ゾーン等、各類型の中核をなすものとして設定をした拠点・地区等については、類型別計画に基づき、積極的に整備・誘導を推進する。

公的空間においては、市などによる先導的な整備事業などを積極的に実施し、私的空間（境界領域）においては、啓発・誘導などをおして、地域住民等の意識の醸成を図り、地域住民等の十分な合意を形成しながら実施する。

② 一般地域における実施の方向

その他一般の地域については、市民意識の醸成を図り、地域住民等の主体的な参加を促しながら、類型別計画に基づき、都市景観の向上を図る。

公的空間では、様々な事業の機会を捉えて景観形成のための施策を実施し、私的空間（境界領域）では、啓発・誘導などをおして、地域住民等の意識の醸成を図りながら推進する。

(2) 要素別計画の実施

要素別計画における各要素（緑、水、光、歴史、施設、社会）は、それぞれあらゆる環境に存在する要素であるため、公的空間においては、要素別計画に基づき、良好な都市景観の形成に充分配慮した整備を行う。

また、私的空間（境界領域）においても、各要素はそれぞれ市民の身近な環境に存在する要素であり、市民一人ひとりの主体的な参加によって効果をあげることができる事項も多くあることから、要素別計画に基づいた市民の参加を、広範な啓発・誘導などをおして、市民意識の醸成を図りながら推進していく。



(3) 重点推進地区の設定

類型別計画における景観形成ゾーン等のうち、函館らしい都市景観の形成を進める上で全市的観点から特に重要な地区については、「重点推進地区」として設定し、より積極的に景観形成施策の展開を図る。

重点推進地区の設定は、都市景観形成基本計画を踏まえ、函館における都市景観の形成を進める上で特に重要な意義を持つ地区を、社会動向なども勘案しながら、逐次行うが、その設定の視点を以下の4点とする。

- ① 都市の顔として、函館を代表する性格を有する地区
- ② 函館らしさを表現し、現に良好な景観を有する地区
- ③ 函館らしさを補完し、強化するために、特に景観形成を行うべき地区
- ④ 面的整備、都市施設整備などと併せて、特に景観形成を行うべき地区

なお、重点推進地区における景観形成施策の展開にあたっては、地区住民等の十分な合意形成と主体的な参加が必要とされることから、具体的な地区の設定、地区景観形成計画の立案および景観形成施策の組み立てに際しては、関係地区住民などと一体となって進めていくこととし、都市景観形成地域の指定などによる規制・誘導や助成・援助を効果的に活用しながら推進していくこととする。



2. 都市景観形成の推進の基本姿勢

都市景観形成の推進は、行政による関連施策の推進はもとより、広範な市民、事業者などの理解と参加、協力なくしてはありえない。

そのためには、市民、事業者などの一人ひとりが、都市景観は市民の共有する社会的財産であることの認識と、自らも都市景観形成の主体者であることの自覚、さらに、良好な都市景観の形成には自らの主体的な参加が不可欠とされることについての認識を深めていく必要がある。

特に、都市の主人公である市民の意識は、都市景観の形成を図る上で重要であり、函館市民の認識と自覚の深さが、函館における都市景観形成の最も大きな成果をもたらすものといえる。

このため、都市景観形成の推進にあたっては、第一に市民の都市景観に対する関心を喚起し、意識の高揚を図ることによって、都市景観形成の基盤を整える必要がある。

さらに、市民による主体的な活動を重視し、積極的に支援することによって、市民が主体性をもって都市景観の形成にかかわり、自らの発意で景観形成の推進を図る土壌をつくる必要がある。

一方、行政においても、これら市民意識の啓発や市民活動の支援を行うとともに、多くの市民の参加を得ながら都市景観施策の推進に努め、また、自らの都市景観形成に対する知識の普及と意識の高揚を図りつつ、推進の体制を強化し、確立していく必要がある。

さらに、公共事業の都市景観形成における先導的役割を十分に認識し、あらゆる公共事業の実施にあたっては、都市景観形成の面からの視点を考慮しながら推進する必要がある。

また、重点推進地区等、函館における都市景観形成を進める上で特に重要な意義を持つ地域等においては、自らの調整的役割を十分に認識し、地域住民等の十分な合意形成に努めながら、積極的に景観形成の推進を図っていく必要がある。



3. 市民意識の醸成と市民活動の推進

都市景観は、市民が日常生活の中で直接目にふれ、感じることであり、最も市民に身近な環境とすることができる。

また、都市景観は、市民の日常生活や都市活動の、長い時間の中での積み重ねによって形成されるものであり、都市景観形成の推進にあたっては、その主体者である市民が、長期間にわたって継続的に取り組んでいく姿勢と熱意が最も必要とされる。

このため市民には、一人ひとりが身近な環境としての都市景観についての関心と認識を深め、都市景観を共に形成する主体者としての自覚をもって市民モラルの向上に努めるとともに、それを身近な生活の中での主体的な活動として展開し、さらに各地域や全市的な活動へとその輪を広げ、市民の共有する社会的財産としての都市景観を自ら良好なものとしていくための主体的活動を長期的に展開していくことが期待される。

(1) 市民意識の醸成

都市景観形成の推進は、広範な市民の理解と参加、協力なくしてはありえない。

都市景観に対する認識を深め、自らも都市景観形成の主体者であることを自覚し、共に都市景観を形成していく意識をすべての市民が共通してもつまでに高めていくことが必要とされる。

そのためには、都市景観の形成に対する市民意識の高揚を図るための、次のような活動が必要である。

① 広報活動

- ・既存広報紙への関連記事の掲載や新規広報紙の発行などによる広報活動の充実
- ・都市景観形成に対する意識の高揚を図るためのパンフレット・ビデオ・映画などの作成

② 啓発・教育活動

- ・講演会・シンポジウムなどの開催による意識啓発
- ・「デザインセミナー」などの開催によるデザイン意識の啓発
- ・ウォークラリーやタウンウォッチングなど都市景観に関連する市民参加行事の拡大



-
- ・都市景観形成について気軽に相談できる窓口の創設
 - ・都市景観形成についての事例の紹介や、様々な情報の提供
 - ・公共建築物等についての設計競技などの実施
 - ・「都市景観デザインガイドライン」の提示による啓発
 - ・市民懇談会・地域懇談会など、あらゆる機会をとおしての啓発
 - ・景観をとおして都市の歴史や文化を学習し、都市景観形成に対する意識の高揚を図るための教育活動の実施

③ 表彰・顕彰

- ・優れた建築物や優れた活動などに対する表彰制度の実施
- ・「函館百景」の募集などによる市民に身近な景観の顕彰

(2) 市民活動の推進

都市景観形成の推進には、市民による主体的な取り組みが必要とされる。

市民自らが都市景観についての認識を深め、景観形成への合意を形成し、良好な景観の形成に向けて共に取り組み、自らの創意工夫で景観を改善していくところまで活動を展開していくことが期待される。

そのためには、都市景観の形成に対する市民活動を側面から支援するための、次のような施策が必要である。

- ・花いっぱい運動などの、都市景観形成にかかわる市民および地域住民の自主的な活動に対する奨励・援助
- ・緑化運動や美化運動など、都市景観形成に関連する各種運動の拡充
- ・関係市民団体や地域住民組織の育成・援助
- ・都市景観関連の諸制度の紹介と制度活用の指導・援助
- ・景観協定の認定・援助
- ・景観形成市民団体の認定・援助
- ・関係諸団体に対する各種啓発活動の実施
- ・「景観アドバイザー」「まちづくりコンサルタント」などの新規派遣制度等の創設による市民活動の支援



4. 推進体制の確立と施策の推進

都市景観形成の推進において、行政は、市民意識の醸成と市民の主体的活動への積極的な支援を行うとともに、より多くの市民の参加を得て、市民の意識を十分に反映しながら都市景観施策を推進していく必要がある。

また、行政内における日常的研鑽と多岐にわたる景観関連部局間の総合的な調整は、行政の先導的役割や調整的役割を十分に果たす意味でも不可欠とされる。

これら、都市景観形成の推進のための体制を十分に整え、市民、事業者などと一体となって、函館らしい都市景観の形成に向けた施策を、長期的展望にたって、総合的かつ着実に推進していく必要がある。

(1) 市民参加

都市景観形成の推進は、行政、市民、事業者などの協同作業である。

中でも都市景観形成の中心的な主体者は市民であり、行政においては、都市景観形成の施策を推進していく様々な場面で、より多くの市民の参加を得、市民意識を把握しながら、その意思を十分に反映させていく必要がある。

そのためには、次のような方策を進め、市民の参加を得て、市民意思の把握・反映を行うみちすじをつくる必要がある。

- ・都市景観形成についての意向調査や提言・アイデアなどの募集
- ・市民懇談会・地域懇談会の開催
- ・函館市都市景観審議会への委員参加
- ・公共建築物等についての設計競技などの実施
- ・都市景観形成にかかわる市民団体の育成と団体との懇談会などの開催
- ・「景観モニター」などの新規制度の創設



(2) 行政内の体制の整備

都市景観形成の推進には、市民の都市景観に対する認識の深化を求めただけではなく、行政が先導的役割や調整的役割を果たす必要があることを十分に自覚し、市民、事業者などと共に都市景観を形成していく意識を醸成し、さらに高揚していくことが求められる。

また、都市景観の形成にかかわる計画や施策は、あらゆる分野にまたがるが、調和のとれた都市景観形成のためには、これらを相互に調整し、総合的に推進するための庁内体制の確立が必要である。

さらに、都市景観に関する調査・研究、資料の収集・提供などのほか、市民・地域住民や事業者などに対する助言・指導を、適切に実施していくためにも、運営体制の確立が必要となる。

その際、庁内の運営体制を補強し、さらに広く専門家などの英知を活用するための新たな制度の確立も求められる。

そのためには、次のような方策を進め、行政内の体制の整備を図る必要がある。

① 行政内の啓発・研修

- ・勉強会・研究会の開催による職員啓発
- ・先進地視察などによる職員研修の実施

② 行政内の連絡・調整

- ・庁内調整会議による総合的調整・推進
- ・庁内ワーキンググループによる自己研鑽と連絡・調整

③ 外部専門家の起用

- ・「景観アドバイザー」等の新規制度の創設による外部の専門家の起用

(3) 国等に対する協力要請

都市景観形成基本計画の推進に必要となる関連施策については、国および道に対しても、適宜、協力要請を行っていく。

(4) 公的空間の質的向上

道路・公園・公営住宅・学校・港湾などといった公的空間は、都市の景観を構成する大きな要素であり、都市景観の形成に対し、先導的な役割を果たすものである。



そのため、公的空間の整備事業を展開するにあたっては、都市景観の向上に結びつくように、創意工夫を施すとともに、各事業間の調整を図り、総合的・計画的に進めていくことが必要である。

また、公共建築物やストリートファニチャーなどについては、広く専門家や市民の英知を集め、より魅力的で市民に親しまれるものとなるように工夫をすることが必要である。

そのためには、次のような方策を進め、公的空間の質的向上を図る必要がある。

- ・庁内調整会議による総合的調整・推進
- ・「公共施設のデザインマニュアル」の作成と活用
- ・公共建築物等についての設計競技などの実施
- ・「景観アドバイザー」等の新規制度の創設による外部の専門家の専門的知識の活用

(5) 重点推進地区の景観形成の推進

重点推進地区は、函館らしい都市景観の形成を進める上で全市的観点から特に重要な地区として設定するものであるため、行政においては、自らの調整的役割を十分に認識し、地域住民等の十分な合意形成に努めながら、より積極的かつ重点的に景観形成施策の展開を図ることとする。

(6) 函館市都市景観条例の運用

都市景観形成の推進は、函館市都市景観条例の運用とともに進めていく。

① 「都市景観形成地域」の指定による都市景観の形成

特に重要な地域などにおいては、逐次、地域住民の理解と協力を得ながら一定の地域を指定し、地域内における景観形成基準の設定などを行い、地域内の建設行為などに対して事前届出制をとって、その地域の基準に適合しないものについては、助言、指導、勧告および命令を行い、より良好な都市景観の形成に努める。

② 「景観形成指定建築物等」の指定による都市景観形成地域内の拠点の保全

指定をした都市景観形成地域内において、都市景観の形成上重要な価値があると認められる建築物などについては、所有者等の同意を得



て指定をし、助成なども行いながら、市民と共にその保全を図っていく。

③ 「大規模建築物等」の景観誘導による都市景観の形成

一定規模を超える建築物などで、都市景観の形成に大きな影響を与えることとなるものについては、これらの誘導基準の設定を行い、全市的に事前届出制をとって、基準に適合しないものについては、助言、指導を行い、より良好なものへと誘導をしていく。

④ 「伝統的建造物群保存地区」制度の継承

既に元町や末広町などの一部に設定している「伝統的建造物群保存地区」制度は、全面的に継承し、地区の保存に努める。

⑤ 「景観協定」の認定制度による市民相互の自主的ルール形成の奨励、支援

土地の所有者などが、市内において一定の区域を定め、その区域の景観形成を図るために締結した自主的な協定で、内容が都市景観の形成に寄与するものについては、認定し、支援をしていく。

⑥ 「景観形成市民団体」の認定制度による市民活動の奨励、支援

都市景観の形成を図ることを目的とした団体で、その活動内容が都市景観の形成に寄与するものについては、認定し、支援をしていく。

⑦ 「表彰、助成、融資のあっせん」による啓発、支援

都市景観の形成に寄与しているものに対する表彰のほか、景観形成指定建築物等に係る助成、伝統的建造物群保存地区の保存に係る助成、景観協定に係る助成、景観形成市民団体に係る助成および都市景観形成地域の都市景観の形成に係る助成をしていく。

⑧ 「函館市都市景観審議会」による基本的事項、重要事項の調査審議

函館市都市景観審議会において、都市景観の形成に関する基本的事項または重要事項を調査審議することとする。

